

〈窓口案内〉

1. 戸籍住民基本台帳関係

	戸籍の種類	届出する人	必要なもの
住民基本台帳の届出	出生届 (生まれた日から14日以内)	① 父又は母 ② 同居者 ③ 出生に立会った医師又は助産師の順	① 出生届書 ② 印鑑 ③ 母子健康手帳
	死亡届 (死亡した日から7日以内) 埋火葬許可申請、火葬場使用許可申請	① 親族 ② 同居者 ③ 家主、地主又は土地家屋の管理人の順	① 死亡届書 ② 印鑑 ③ 保険証(国保、後期、介護加入者のみ) ④ 年金手帳(加入者のみ) ⑤ 医療費受給者証(障害、精神障害、子ども、母子家庭、マル福医療受給者のみ) ⑥ 印鑑登録証(印鑑登録者のみ)
	婚姻届	夫、妻	① 婚姻届(成人者2人の証人の署名、押印が必要) ② 夫、妻の印鑑 ③ 戸籍謄本(本籍が町外にある方のみ) 1通 ④ 未成年者が婚姻届をするときは、父、母の同意が必要
	転入届 (転入した日から14日以内)	転入をする当事者	① 転出証明書 ② 保険証(国保、後期、介護加入者のみ) ③ 年金手帳(年金加入者のみ) ④ 個人番号カード(お持ちの方のみ)

	戸籍の種類	届出する人	必要なもの
住民基本台帳の届出	転出届 (転出日から前後14日以内)	本人又は 同一世帯員	① 保険証(国保、後期、介護加入者のみ) ② 医療費受給者証(障害、精神障害、子ども、母子家庭、マル福医療受給者のみ)
	転居届 (転居した日から14日以内)	本人又は 同一世帯員	① 保険証(国保、後期、介護加入者のみ) ② 年金手帳(年金加入者のみ) ③ 医療費受給者証(障害、精神障害、子ども、母子家庭、マル福医療受給者のみ) ④ マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
	世帯主変更届 (世帯主を変更した日から14日以内)	世帯主又は 同一世帯員	① 国民健康保険証(国保加入者のみ) ② 医療費受給者証(障害、乳児、母子家庭医療受給者のみ)
印鑑の登録と証明	印鑑登録	本人又は代理人	① 登録する印鑑 ② 官公署の発行した写真付き身分証明書又は運転免許証 ③ 代理を証する書面(代理人による申請のみ) ④ 代理人の印鑑(代理人による印鑑登録証受領時に必要) ※代理人による申請の場合、印鑑登録証の即日交付は受けられません。
	印鑑登録証明書	本人又は代理人	印鑑登録証
	印鑑登録の廃止	本人又は代理人	① 印鑑登録証 ② 代理を証する書面(代理人による申請のみ)
	印鑑登録証亡失届	本人又は代理人	代理を証する書面(代理人による申請のみ)

2. 美浜・上野間・野間・布土郵便局で受付・交付可能な証明書等

証明書名		特記事項	請求できる人	申請に必要なもの
戸籍	謄本・抄本		同一戸籍内に記載のある人のみ	・マイナンバーカード、運転免許証等公的機関が発行した写真付き身分証明書1点。 ・健康保険証等写真付きでない身分証明書2点。
	記載事項証明書	持ち込み用紙は、使用できません（町で発行する用紙のみ）		
除籍（改正原戸籍）	謄本・抄本		同一世帯員の人のみ	
	記載事項証明書	持ち込み用紙は、使用できません（町で発行する用紙のみ）		
戸籍の附票				
住民票	家族全員・一部		同一世帯員の人のみ	
	記載事項証明書	持ち込み用紙は、使用できません（町で発行する用紙のみ）		
印鑑登録証明書			本人のみ	・印鑑登録証 ・マイナンバーカード、運転免許証等公的機関が発行した写真付き身分証明書1点。 ・健康保険証等写真付きでない身分証明書2点。
所得証明書		持ち込み用紙は、使用できません（町で発行する用紙のみ）	個人分で本人のみ	・マイナンバーカード、運転免許証等公的機関が発行した写真付き身分証明書1点。 ・健康保険証等写真付きでない身分証明書2点。
課税証明書（非課税証明書を含む）				
納税証明書（町県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割））				
		軽自動車税の継続検査用の証明は、できません。		

注 ・ いずれも委任状による代理申請はできませんので、ご注意ください。

- ・手数料については、役場で手続きする場合と同一料金です。
- ・個人番号が記載された住民票は交付できません。

3. 国民年金関係

届出の種類	こんな時	必要なもの
資格取得届	会社・役所を辞めたとき	① 年金手帳（既にお持ちの方） ② 退職をした方は、退職の日が明らかにできる書類
資格喪失届	会社・役所に勤めたとき	① 年金手帳 ② 健康保険証等
年金手帳再交付申請書	年金手帳を紛失したとき	本人の確認ができるもの

4. 国民健康保険関係

職場の健康保険、船員保険、官公庁の共済組合などに加入している方とその扶養者、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護世帯の方以外は、全員加入対象となります。

(1) 被保険者証（保険証）

国民健康保険の加入者であることを証明するものです。医療を受けるときは必ず持参し、提示してください。7割が給付されます。

(2) 介護保険の第2号被保険者（40才～64才）

医療保険に加入している所において、医療分と介護分を合わせて国民健康保険税として納めていただく方。

(3) 高齢受給者証

70歳になると、国民健康保険から高齢受給者証が交付され、医療機関を受診するときの自己負担割合が軽減されます。70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から使います。被保険者証（保険証）と一緒に高齢受給者証を提示しましょう。

(4) 高額療養費

医療機関の窓口で支払った一部負担金が、1ヶ月に一定の金額を超えた場合、申請によりその超えた額が国民健康保険から支給されます。

・計算方法

歴月ごと（月の1日から末日まで）、医療機関ごとに入院と通院は別、保険診療分のみが対象

<70歳未満の方（月額）>

令和2年4月1日現在

所得		自己負担限度額（国保世帯単位）3回目まで	限度額 4回目以降※2
ア	旧ただし書所得※1 901万円を超える	252,600円 + (医療費の総額-842,000円) × 1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円 + (医療費の総額-558,000円) × 1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円 + (医療費の総額-267,000円) × 1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額。

※2 過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

<70歳～74歳の方（月額）>

令和2年4月1日現在

所得			自己負担限度額	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役 並み 所得 者 ※1	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費の総額-842,000円) × 1% 【140,100円】※3	
	Ⅱ	課税所得380万円 以上690万円未満	167,400円 + (医療費の総額-558,000円) × 1% 【93,000円】※3	
	Ⅰ	課税所得145万円 以上380万円未満	80,100円 + (医療費の総額-267,000円) × 1% 【44,400円】※3	
一般			18,000円	57,600円【44,400円】※3
低所得者Ⅱ※2			8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ				15,000円

※1 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の国保被保険者がいる方。

※2 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税の方。

※3 過去12か月以内に世帯単位での高額医療費の支給が4回以上あった場合。

(5) 出産育児一時金

被保険者が出産した場合 40 万 4 千円が支給されます。ただし、産科医療保障制度に加入する医療機関等の医学的管理下において在胎週数22週に達した日以後に出産した場合は、42 万円となります。

(6) 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った方に 5 万円が支給されます。

(7) 交通事故の場合

「第三者行為による被害届」を提出してください。加害者に国民健康保険が立替えた分を返還してもらう大切な資料となります。

(8) 国民健康保険の手続き

【すべての届出に共通して必要なもの】

- ・届出人の身分証明書（運転免許証など）
- ・届出人と国民健康保険へ加入、脱退される方の個人番号が確認できるもの

次の場合には、世帯主は14日以内に届出をしてください。

こんなとき		持参するもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険を脱退したとき	健保の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	
脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証・保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	保険証
	就学のため、子どもが県外に下宿するとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	使えなくなった保険証 身元を証明するもの（運転免許証等）

届け出が遅れると、保険が使えなくて医療費を全額自己負担していたり、国保税をさかのぼって納めていただくことになったり、トラブルのもとになりますので、必ず14日以内に届け出をしてください。

5. 保育所

保育所入所申し込み

① 申込受付時期

- ・翌年4月入所…10月下旬頃に入所希望保育所にて受付
- ・年度途中入所…入所希望保育所、役場健康・子育て課にて受付

② 必要書類

- ・入所申込書
- ・児童を保育することができない事を証明するもの
- ・各世帯の状況で必要と認められる書類
- ・住民税の分かるもの（入所する年度の前年の1月1日に美浜町民でなかった方のみ）

6. 教育

(1) 転入学

他市町村から美浜町の小・中学校へ転入する場合

申請

- ① 転入学指定通知書（転入届提出後に学校教育課で発行）
- ② 前に在学していた学校の発行した在学証明書
- ③ 教科書給与証明書

の3点をもって、指定の学校へ行ってください。

(2) 転出学

美浜町から他市町村の小・中学校へ転出する場合

申請

- ① 担任の先生を通じて学校長に申し出る。
- ② 住民課で「転出証明書」を受け取る。その後、学校教育課で発行する「転校通知書」を受け取り、学校へ提出する。
- ③ 学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」が交付される。
この後なるべく早く、転出先の市町村へ住民登録してください。

7. 生活環境

(1) 上水道

① 水道開始・中止等の申し込み

- ・開始、中止手続きは、水道課窓口、FAX、電子申請、メールまたは郵送で、必ず作業日の前日までに申し込みしてください。郵送の場合は前日までに到着するようお願いいたします。なお、土日祝日及び年末年始は作業を行っておりません。

FAX : 0569-82-4445 メール : suidou@town.aichi-mihama.lg.jp

- ・氏名、名称、住所、所有者等を変更される場合もお届けが必要です。水道課業務係までご相談ください。

② 水道工事の申し込み

- ・給水装置の新設、増設、改造、修理などを行うときは、「美浜町指定給水装置工事事業者」でなければできません。指定工事業者（店）に直接ご連絡いただくか、水道課工務係までご相談ください。なお、工事費用は個人負担となります。

(2) ごみ処理

家庭から出るごみは、可燃ごみ、ミックスペーパー、不燃ごみ、資源ごみに分別して、それぞれの地区毎に定められた場所に収集日の朝8時までに出してください。

家庭ごみ収集方法

収集区分	ごみの種類	注意事項
可燃ごみ (週2回)	生ごみ 軟質プラスチック類など	・台所のごみは必ず水きりする。 ・収集日の朝8時までに出す。
ミックスペーパー (週1回)	資源ごみ以外の紙類 汚れた紙、に おの強い紙以外	・ダンボール、新聞、雑誌、紙パックは資源ごみで出す。 ・汚れた紙、に おの強い紙は可燃ごみで出す。 ・収集日の朝8時までに出す。
資源ごみ・不燃ごみ (月2回) 『美浜緑苑地区は月1回』	カン・びん類 硬質プラスチック類 ガラス類 ペットボトル 紙類 (ダンボール、新聞、雑誌、紙パック) 布類など	・台所の残り水等で簡単に洗ってから出す。 ・スプレー缶は必ず使い切ってから穴をあけずに出す。
粗大ごみ	家具類 自転車 ベッド ふとんなど	・知多南部クリーンセンターへの直接搬入 (無料) もしくは業者による戸別収集 (有料)

(3) し尿収集

し尿収集は、町の許可業者により収集しています。

浄化槽の設置

ア住宅等を新築する場合

建築確認申請書に「浄化槽調書」を添付してください。

イ便所を改造、変更する場合

「浄化槽設置届」の受付を建設課で済ませてから、愛知県知多県民事務所へ提出してください。

ウ浄化槽の清掃

浄化槽の清掃は、町で許可した業者に直接申し込みしてください。

(4) 家を建てる時

建築物を新築、増改築及び移転するときは、建築基準法に基づく建築確認申請書を提出しなければなりません。

(5) 火災・救急

電話「119番」で知多広域消防指令センターにつながり、知多南部消防組合へ指令が流れます。通報は、場所・状況をはっきりと知らせてください。

救急医療情報センター

休日や夜間などに発病して、かかりつけの医師又は休日（夜間）診療所や当番医に連絡がつかない（不在）ときに利用してください。

電話 28-1133

半田市、常滑市、知多市（一部）、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町地区

8. 産業振興

(1) 中小企業経営の方へ

小規模事業所の経営改善のため、専門の指導員が、経営・税金・金融・取引などの相談に応じています。商工会未加入の方もお気軽にご利用ください。

美浜商工会 電話 82-3951

(2) 農業経営の方へ

① 農地転用・売買

農地の所有権移転及び賃借権その他の権利を設定したり農地を転用する場合には、愛知県知事、農業委員会の許可及び届け出が必要です。

② 農業環境整備

土地改良事業・農業用に供するため池、用排水路の改修、農道の新設・改良に関しては、建設課へ相談してください。

③ 農業経営資金貸付制度

ア 農業近代化資金

生産施設の造成、規模拡大に必要な資金の借入れが受けられる制度で、町においても利子補給を行っています。

イ 農業経営基盤強化資金

人・農地プラン等に地域の中心となる経営体として位置づけられ、農業経営改善計画の認定を受けた農業者が、改善計画に基づき借入れが受けられる制度で、町においても利子補給を行っています。

ウ 農業改良資金

新技術の導入、農業後継者の育成、農家生活の改善に必要な資金を県から無利子で借入れが受けられる制度です。

エ 日本政策金融公庫資金

一般の金融機関では借り入れることが困難な農林漁業の生産力を維持するため、長期低金利資金を、日本政策金融公庫から借り入れできる制度です。

(3) 漁業経営の方へ

漁業経営資金貸付制度

ア 漁業近代化資金

漁船の建造や機関の購入及び養殖施設の整備並びに水産加工施設等に必要な資金を長期かつ低利で借り入れすることができる制度で、町においても利子補給を行っています。

イ 沿岸漁業改善資金

総トン数20トン未満の漁船を利用して漁業を営む経営者及び従事者が経営改善、生活改善、後継者の育成などに必要な資金を無利子で借り入れすることができる制度です。

ウ 漁業振興資金

燃料費や原材料仕入れなど経営に必要な短期運転資金を低利で融資します。また、漁業近代化資金の対象とならない漁船・エンジン等の修繕費や、漁業協同組合が経営環境の変化に対応することができる制度です。

エ 日本政策金融公庫資金

一般の金融機関では借り入れることが困難な農林漁業の生産力を維持するため、長期低金利資金を、日本政策金融公庫から借り入れできる制度です。

9. 選挙

(1) 選挙権

美浜町で選挙権があるのは、満 18 歳以上の日本国民で、3 か月以上引き続き本町に住んでいる人です。

(2) 投票

選挙権があり、名簿に登録されている人には、選挙期日の告示日の後に投票所入場券が届けられます。それを持って指定の投票所へお出かけください。

(3) 期日前投票

投票は、選挙当日投票所において投票するのが原則ですが、選挙人が選挙当日、投票所へおもむいて投票することができない人のためにある制度です。選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日まで、選挙の当日と同じく投票を行うことができます。

ア 選挙人が職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事中のとき。

イ 選挙人がやむを得ない用務(アの総務省令で定めるものを除く。)で投票区の区域外にいるとき。

ウ 選挙人が病気、妊娠、身体障害者などで歩行が困難なとき。

エ 天災、悪天候により投票所への到達が困難なとき。

オ その他、法令で定められた理由に該当するとき。

(4) 一般の不在者投票

期日前投票の事由に該当する者で、次の場合は不在者投票とすることができます。

ア 長期出張等により、帰ってくるできないとき。

イ 入院中の為、病院等からでられないとき。

ウ その他、法令で定められた理由に該当するとき。

10. 税金

(1) 税務関係の証明

証明の種類は、所得証明、課税（非課税）証明、納税証明、軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）、評価証明、公課証明などがあります。

証明書交付申請のできる人は、本人又は同一世帯の者です。代理人による申請のときは、委任状か代理人選任届が必要です。

なお、申請者の方の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の書類を提示していただきます。

(2) 原動機付自転車や小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）

次のようなときは、速やかに税務課へ届け出てください。

- ア 取得したとき……………印鑑、販売証明書
- イ 譲り受けたとき……………印鑑、譲り受けた証明書
- ウ 廃車するとき……………印鑑、標識
- エ 譲り渡すとき……………印鑑、標識
- オ 盗難又は紛失したとき……………印鑑、盗難又は紛失した旨の証明書

(3) 固定資産税

次のようなときには、税務課へ届け出てください。

- ア 名義人が亡くなられたとき……………相続人代表指定届の提出
- イ 名義人が国内に住所を有しなくなったとき

納税に関する一切の事項を処理していただくため、原則として町内に住所を有する人の中から、納税管理人を選んで納税管理人申告書を提出してください。（いずれも用紙は役場に用意してあります。）

(4) 出納

町税等の収納は、以下の金融機関で納付ができます。なお、口座振替による納付も可能です。

取扱金融機関

ア 美浜町指定金融機関

- ・株式会社三菱UFJ銀行

イ 美浜町指定代理金融機関

- ・あいち知多農業協同組合

ウ 美浜町収納代理金融機関

- ・愛知県信用漁業協同組合連合会
- ・知多信用金庫
- ・半田信用金庫
- ・株式会社中京銀行
- ・株式会社名古屋銀行
- ・株式会社ゆうちょ銀行

また、コンビニエンスストアにて指定用紙を使用し、下記の町税が納付できます。令和2年11月1日からスマートフォン決済アプリでの納付が可能になります。

収納可能な税金の種類

固定資産税・都市計画税

軽自動車税（種別割）

町県民税（普通徴収）

国民健康保険税